

広島県告示第五百七十八号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）別表第二の規定により、広島県立もみのき森林公園におけるロープ塔その他の設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成五年広島県告示第三百五十五号（広島県立もみのき森林公園における設備等の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

電源コンセント	自転車			キャンプ用具			スキー用具	ロープ塔	区分	単位	利用料金の範囲
	二人乗り	大人用	子供用	炊事用具	毛布	テント					
一箇所一泊又は一回につき	一台一時間までごと	一台一時間までごと	一台一時間までごと	一式一回につき	一点一回につき	一張一回につき	一式一日につき	一日利用券	回数利用券（一回券）	普通利用券（一回券）	三〇〇円以内
七〇〇円以内	九〇〇円以内	五〇〇円以内	三〇〇円以内	一、八〇〇円以内	五〇〇円以内	二、二〇〇円以内	四、三〇〇円以内	二、九〇〇円以内	一、五〇〇円以内		